矢吹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、矢吹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務を委託する 事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定 める。

2 業務概要

(1)業務の名称

矢吹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託

(2)業務の内容

別添「矢吹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託 仕様 書」のとおり

(3)業務の期間

契約締結日から令和6年1月12日(金)まで

(4) 委託上限額

10,992,300円(消費税及び地方消費税額を含む。)

3 受託者の選定方法

本業務委託は、公募型プロポーザル方式により、提案内容及び見積額等による総合評価とし、受託候補者を決定するものとする。

なお、受託候補者の選定については、別に定める矢吹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託事業者選定委員会が行うものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 なお、参加資格条件を満たしていることが確認できる資料の提出を町が求める場合があ る。

- (1) これまでに地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務の実績があるか、 又は当該業務に専門的な知見を有していること。
- (2) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 していないこと。

- (4) 矢吹町建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成21年12月24日告示第 86号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員をいう)又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団と関係を持つ者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役もしくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 参加申込の方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を作成し提出すること

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要調書(様式第2号)

添付書類:定款及び商業登記簿の写し、納税証明書又はその写し(直近2年分の国税及び地方税)、財務諸表(直近3期分の貸借対照表、損益計算書等)

- ③ 業務実績調書(様式第3号)
- ④ 会社概要 (パンフレットなど任意)
- (2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和5年6月9日(金)午後5時まで ※期限厳守

(4) 提出方法

矢吹町役場まちづくり推進課 (1階) に直接持参又は郵送で提出とする。 ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

矢吹町役場 まちづくり推進課(担当:郷)

〒969-0296

福島県西白河郡矢吹町一本木101

電話 0248-42-2112 (直通)

6 実施要領、仕様書等に関する質問及び回答

本プロポーザルにおける質問及びその回答について次のとおり行うため、質問がある場合は、質問書(様式第4号)に必要事項を記載のうえ提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月7日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

まちづくり推進課宛でに電子メールで提出すること。(電話、ファックス、来庁による質問は不可)

なお、メール送信後速やかにメール受信の有無を電話でまちづくり推進課に確認すること。

【宛先】 machizukuri@town.yabuki.fukushima.jp

【件名】矢吹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託質問書提出(事業者名)

(3) 回答方法

受け付けた質問書に対する回答は、質問回答書により、参加を希望する事業者に対し、令和5年6月13日(火)までに回答する。

7 企画提案書等の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり業務提案書等を作成し提出すること。

なお、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差替え等は認めない。また、審査終 了後に提出書類の返却は行わない。

(1) 提出期間

令和5年6月19日(月)から6月23日(金)までの午前9時から午後5時までとする。

※提出期間内に提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出書類

① 業務提案書等提出届 (様式第5号) 会社名及び代表者名等の必要事項を漏れなく記入すること。

② 業務提案書(様式第6号)

次の項目を参考に作成すること。

番号	内容等
1	全体的な業務概要

2	業務実施体制、人員
	仕様書内の業務内容
	基礎情報の調査手法
3	温室効果ガス排出量の将来推計手法
	施策立案の手法
	計画の進捗管理手法
	庁内会議等の運営手法
4	仕様書外の業務内容 (任意)
5	過去の受託実績

③ 見積提示金額調書 (様式第7号) 見積提示金額とその内訳が分かるように作成すること。

④ 工程表(様式第8号) 業務全体の計画とスケジュールを作成すること。

※書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成すること。

※提出書類は①~④の順に並べ、A4長辺2穴綴じで提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本6部

(4) 提出方法

矢吹町役場 まちづくり推進課(担当:郷)

〒969-0296

福島県西白河郡矢吹町一本木101

電話 0248-42-2112 (直通)

8 プロポーザルの途中辞退

本プロポーザルはいつでも参加を辞退することができ、参加辞退届(様式は任意)を 提出することにより行うものとする。

9 審査

業務提案書等の審査については、下記のとおり行う。

(1) 審査の概要

提出された業務提案書等について、別に定める評価基準に従い、書類および プレゼンテーションによる審査を実施する。なお、応募事業者が5者以上の場 合は書類による1次審査を実施する場合がある。1次審査を実施する場合は、 応募事業者に別途通知を行う。審査の結果、選定委員の合計点数で最も高い応 募事業者を受託候補者とし、次に高い応募事業者を次点者とする。なお、選定 委員会での説明および選定委員からの質問に対する回答の内容も業務提案に含 むものとする。

(2) 評価項目

審査項目		審査基準	配点
1	業務概要	・本業務の趣旨について、国、県及び町	1 0
		の地球温暖化対策の取組を含めて理解を	
		しているか	
2	業務実施体制	・業務遂行に十分な体制が構築され、優	1 5
	人員	れた知識や実績を持つ人員が配置されて	
		いるか	
		・事業者の財務状況の健全性	
3	基礎情報調査	・矢吹町の地域特性や課題について的確	5
		な情報の収集および分析手法を提案して	
		いるか	
		・アンケート調査の実施、分析手法が具	
		体的に示されているか	
		・再生可能エネルギーの現状分析を正確	
		に行うための手法が具体的に示されてい	
		るか	
4	温室効果ガス	・将来の温室効果ガス排出量推計及び目	5
	排出量推計	標設定について、本町の特性を捉え、適	
		切で具体的な手法を提案しているか	
5	施策及び取組	・施策及び取組の立案手法が具体的かつ	5
	の立案	効果的な提案であるか	
6	推進体制およ	・計画策定後の進捗管理手法が、本町が	1 0
	び進捗管理方	効果的・効率的に進めることのできるも	
	法	のであり、かつ本町職員による運用が可	
		能な提案であるか。また公表方法につい	
		ても、具体的な提案がされるか	
7	会議運営支援	・計画策定までの審議会等の協議体制や	1 0
		手法について、具体的な提案があるか	
		・会議の効果的かつ効率的な運営支援方	
		法が提案されているか	

8	仕様書以外の	・仕様書に記載のない事項で、効果的な	5
	提案	提案がされているか	
9	受託実績	・本業務と同種、類似業務の実績がある	1 0
		か	
1 0	提案金額	・見積書は適正に算定されていて妥当か	1 0
1 1	全体業務計画	・実現可能なスケジュールが提案されて	1 5
		いるか	
合 計		1 0 0	

(3) 業務提案審査 (プレゼンテーションによる審査)

① 日時及び場所

令和5年7月3日(月) 午後1時30分から

場所:矢吹町役場 大会議室

② 審査の方法

1事業者につき30分程度を予定。

(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

参加者は1事業者につき3名までとする。

③ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、運営責任者及び担当者等で行うものと し、会場に入場できるのは3名までとする。なお、当日受付にて参加する方 全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。

④ その他

プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクタ、接続ケーブル及びスクリーンは当町が用意する。パソコン等の端末機器は、提案者で用意すること。

10 受託候補者の選定

- (1) 提出された業務提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- (2) 受託候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から受託候補者を選定する。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点(6割)以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定はしない。

11 審査結果の通知

審査結果は、業務提案書等を提出したすべての事業者に対して通知する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。また、審査結果については矢吹町ホームページに掲載し公表するものとする。

12 契約に関する事項

本業務提案の契約については次により行うものとする。

- (1) 契約については、受託候補者を相手方とし、仕様書と提案内容に基づく協議調整を行い、詳細な仕様を定め、随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者が亜契約を締結しない場合は、次点者から順次点数の高い順番で交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

13 失格事項

当該容量の規定に反するもの、審査にかかわる不正行為を行ったもの、複数の応募書類等を提出したもの及び次の事項に該当する応募書類等を提出したものは失格とする。

- (1) 応募書類等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 応募書類等の作成様式及び記入要項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 応募書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 応募書類等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

14 その他留意事項

- (1) 業務の詳細については、別に定める仕様書等を確認のこと。
- (2) 本業務委託にかかる契約について、契約を締結することが不適当と認められる 事情が生じた場合は、契約を締結しない場合又は解除する場合があること。そ の場合、町はそれに伴って生じる費用の一切を負担しない。
- (3) 応募にかかる経費は応募事業者の負担とし、町はその一切を負担しない。
- (4) 応募事業者から実施要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類 の作成者に帰属する。ただし、町は選定結果の公表等に必要な場合は、提出書 類の内容を使用できるものとする。
- (5) 町が受領した書類については、理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (6) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。
- (7) 町が提示する資料及び回答書等は、本実施要領等と一体のものとし、同等の効力を要するものとする。

15 公募から事業者選定までのスケジュール (予定)

内容	日程・期間等
公募の開始	令和5年5月31日(水)
参加申込受付	令和5年5月31日(水)から令和5年6月9日(金)
	まで
	時間:午前9時から午後5時まで
質問受付	令和5年5月31日(水)から令和5年6月7日(水)
	まで
	時間:午前9時から午後5時まで
質問回答日	令和5年6月13日(火)
業務提案書等提出	令和5年6月19日(月)から令和5年6月23日(金
) まで
	時間:午前9時から午後5時まで
業務提案審査日	令和5年7月3日(月) 午後1時30分から
	場所:矢吹町役場 大会議室
事業者選定委員会	令和5年7月3日(月)(上記審査終了後)
審査結果の通知	令和5年7月7日(金)

[※]本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

16 本件に関する問合せ先

名称	矢吹町役場 まちづくり推進課 環境衛生係 (担当:郷)
所在地	〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木101番地
電話・FAX	電話:0248-42-2112 FAX:0248-42-2138
電子メール	machizukuri@town.yabuki.fukushima.jp